

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年2月2日認可した。

平成23年2月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）水掛地区
”	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）水掛2号地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路整備事業）東渡池地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路整備事業）岡田西地区
”	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）宮池地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路整備事業）津森地区